

第6章 基本目標の実現に向けた共通基盤

第1節 環境情報の提供

1 積極的な情報提供及び情報を容易に入手できる仕組みづくり

(1) 県民にわかりやすく、利用しやすいホームページの作成

県のホームページにおいて、「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」や「やまがた緑環境税」のページなど体系的に情報が入手できるページを作成している。

また、いつでも誰でもアクセスできるインターネットの利点を活かし、紙に印刷し配付したパンフレットやリーフレット等も電子ファイルで常時公開し、ダウンロードしたり、閲覧したりと手軽に情報を入手できるようにしている。例として、県民が自然に親しみやすいよう自然の利用ガイドとして「山形県立自然博物館イベント一覧」や「山形県志津野営場ガイドマップ」「東北自然歩道（新奥の細道）マップ&ガイド」などを掲載している。

さらに、安全で良好な生活環境の確保に必要な、緊急情報を迅速に伝えるために県ホームページを活用している。山形県の光化学オキシダントなどの大気汚染状況をお知らせし注意喚起するため、環境大気常時監視測定局測定値を1時間ごとに県のホームページで「空気のよごれ情報」として公開したり、人身被害のおそれがあるクマの目撃情報について、目撃場所がわかりやすいように市町村名・地区名と地図上にその位置を記載して情報を提供している。野生動物との接触による事故等の予防のため、「クマとのトラブルを予防しよう!」「ツキノワグマによる人身被害等防止について」「高病原性鳥インフルエンザによる被害の予防について」などの注意事項をわかりやすい表現で記載している。

(2) 環境白書の発行、概要版の作成

「山形県環境基本条例」第11条に、毎年、環境の状況並びに県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等に関する報告書を作成し、公表することと規定されており、平成18年3月に策定された「山形県新環境計画」に掲げた諸施策の状況に基づいて「山形県環境白書」を策定し、県のホームページで公表している。さらに、図や表を用い、県民にわかりやすく要約した概要版も作成し、県内学校等へ配付しているほか、県のホームページで公表している。

また、「山形県新環境計画」の個別計画である「山形県循環型社会形成推進計画」に掲げた諸施策の状況については、毎年「山形県循環型社会白書」を作成し、県のホームページで公表しているほか、情報提供要請の多い温泉関係の情報については「やまがたの温泉2010」として詳しいデータを提供している。

第2節 パートナースhip活動の充実

1 パートナースhipによる取組みの促進

(1) 県民、民間団体、事業者、行政等が連携して環境保全に取り組む体制構築

自然環境の保全にあたっては、その分野的領域と地理的領域がともに広範なことから、各関係者が協力・連携して、それぞれの役割を果たすことが極めて重要である。

自然公園の管理については地元市町村、地元住民、山岳会、NPO（さらに観光地となっている場合は関係事業者を含む）などの協力なくしては不可能であり、希少野生動植物の生息調査・保護対策についても地元住民やNPO、県内の研究者等（鳥獣については猟友会を含む）の主体的取組みが必要不可欠となっている。

これらの関係構築のため、平成20年度においては、「蔵王国定公園計画の見直し」の作

業にあたっては、蔵王温泉・坊平地区と山寺・面白山地区の二つの「地域検討委員会」を設けて、地元市町村、観光関係団体、自然保護関係者など関係者と十分協議しつつ進めた。

また、「山形県ツキノワグマ保護管理計画」の策定作業にあたっては、市町村、農業団体、猟友会、自然保護団体、専門家と、「ツキノワグマ保護管理計画策定検討会」や「特定鳥獣保護管理連絡協議会」その他の機会を設けて意見交換を行いながら進めた。

各種の調査・研究についてもNPOその他の民間団体、地元住民、地元研究者、猟友会、日本野鳥の会などに委託または協力を得て実施してきた。さらに、これらの団体の代表者や研究者を県の環境審議会、環境影響評価審査会、その他各種検討会の委員として委嘱し、厳しい指摘も受けつつ、ともに自然環境保全に取り組んでいる。

第3節 環境配慮の実践

1 環境影響評価制度の的確な運用

(1) 環境影響評価法等に基づき、開発行為等による環境の悪化を未然防止

平成22年度における手続き事案は、「山形県環境影響評価条例」（県環境影響評価条例）に基づく「山形広域清掃工場」（事業者：山形市、上山市、山辺町、中山町で構成する山形広域環境事務組合）の1件である。

当該案件は、事業者が環境影響評価方法書の知事意見等を踏まえて作成した方法書改訂版（平成19年1月）に基づき、環境への影響の調査・予測・評価を行い、その結果をとりまとめた環境影響評価準備書（平成20年8月）を作成し、関係地域で公告・縦覧及び住民説明会を行い、住民からの意見提出手続きまで終了している。しかし、建設計画箇所における土地問題が表面化し、当該地区における建設を断念、平成22年11月手続きは中止となった。

(2) 地域環境情報の収集・整理等の実施、環境影響評価技術等の研究開発推進

国による環境影響評価の基本的事項並びに各主務省令改正を踏まえ、「山形県環境影響評価技術指針」（どのような場合にそのような項目を調査するかなどの基準）の策定作業を行った（平成19年5月策定）。

自然環境を保全するため、手続き終了後も事業者の協力のもとに、主に予測が不確実な項目について行う事後調査等の情報収集と整理を行い、環境影響評価技術向上の一助とする。また、「環境影響評価法」及び条例の対象とならない小規模な事業においても、希少野生生物の生息情報を十分活用する必要がある、そのデータベース化や情報提供の方法などの検討が必要となっている。

(3) 環境影響評価制度を取り巻く最近の動向

「環境影響評価法」の施行（平成11年）後約10年が経過し、同法の一部改正が平成23年4月に可決成立、2年後に完全施行される。また、同法施行令の一部改正により風力発電を対象事業に加える見込みとなっており、平成24年10月からの施行を目指している。今後、改正法及び改正施行令の施行を踏まえ、「県環境影響評価条例」及び施行規則の一部改正について検討する必要がある。

2 環境配慮の普及啓発

(1) 事業者としての県の取組み

ア 山形県の環境マネジメントシステムの取組み

県では、自らが地域における事業者として環境への負荷低減の取組みを率先して実行するため、平成13年度に本庁において環境マネジメントシステムの構築に取り組み、平成

14年2月に、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した。また、平成15年3月には最上総合支庁及び庄内総合支庁に、平成16年2月には村山総合支庁及び置賜総合支庁に認証範囲を拡大して取り組んできたところである。

ISO14001は環境に配慮した取組みを継続的に改善する仕組みになっていることが特徴である。知事が定めた環境方針に基づき、目的目標を定め、これらを達成するための実行プログラムを作成し（PLAN）、取組み（DO）、そして、取組みの進捗状況を点検し（CHECK）、見直し改善して（ACTION）いくようになっていく。この仕組み（PDCAサイクル）に基づき取組みを進め、継続的な環境への負荷の軽減を図るものである。

ISO14001の認証取得による6年間の取組みの結果、職員に省エネ、省資源などの環境配慮の意識が定着し、ノウハウも蓄積されてきていることから、ISO14001の認証登録を更新せず、シンプルで効率的な本県独自の環境マネジメントシステムの構築に取り組む、対象範囲を全組織に拡大した「やまがたECOマネジメントシステム」に移行し、平成20年4月から運用を開始したところである。

やまがたECOマネジメントシステムでは、各要綱や要領によりその事務手続き等を定め、ISO14001と同様にPDCAサイクルにより環境に配慮した取組みを進めており、その取組み事項は次のとおり。

- (1) エコオフィス活動
- (2) 環境施策のマネジメント
- (3) 公共工事の環境配慮
- (4) 法令順守の確認

なお、本県の環境方針は、表2-6-1のとおりで、

- (1) 環境計画による環境施策の推進
- (2) 環境に配慮した物品やサービスの購入（グリーン購入）
- (3) 公共工事における環境配慮の推進
- (4) 事務事業における省エネルギー・省資源の推進

の4つを具体的な重点的取組事項としている。

イ 山形県環境保全率先実行計画の推進

県では、自らの事務及び事業における環境負荷の低減に向けた取組みを主体的かつ積極的に推進するため、平成13年3月に「山形県環境保全率先実行計画」を策定しエコオフィス活動に取り組んできた。

平成20年3月には、やまがたECOマネジメントシステムによるエコオフィス活動の推進とともに、「地球温暖化対策推進法」第20条の3第1項の規定による地方公共団体実行計画として、「山形県環境保全率先実行計画（第2期）～“もったいない”やまがたエコオフィスプラン～」を策定し、また、平成23年5月には第3期目となる「山形県環境保全率先実行計画（第3期）～“もったいない”やまがた新エコオフィスプラン～」を策定し、自らの事務事業における環境負荷の低減、環境配慮の率先実行による県民及び事業者の環境配慮活動の促進並びに事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいる（表2-6-2）。

表 2-6-1 環境方針

環 境 方 針	
<p>本県は、数多くの秀麗な山々、緑豊かなブナの天然林、母なる川最上川に代表される豊かな水など美しい自然に恵まれています。このような豊かで美しい環境から私たちは多くの恵みを受けてきました。</p> <p>しかしながら、近年の大量生産・大量消費を基調とする社会経済活動の進展は、自然の生態系や身の回りの生活環境、さらには地球環境に大きな影響を及ぼしてきています。</p> <p>このような今日の環境問題を解決し、豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、行政が十分に連携を取りながら、それぞれの立場で取り組みを進めることが重要です。</p> <p>このため、平成11年3月に、『良好な環境の保全・創造と将来世代への継承』、『環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築』、『人と自然との共生の確保』、『地球環境保全の積極的推進』を基本理念とする山形県環境基本条例を制定しました。</p> <p>この基本理念の実現に向け、山形県は、環境に関連する法令等を順守し、環境汚染の予防に努めるとともに、県のシステムを環境配慮の視点で定期的に見直し、継続的に改善しながらあらゆる活動で環境への配慮を行います。</p> <p>そのため、環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組みます。</p>	
<p>(1) 地域と地球の環境を保全するため、山形県新環境計画により環境の保全及び創造の施策を推進します。</p> <p>(2) 県は、環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ります。</p> <p>(3) 県が発注する公共工事等の構想・計画から工事完了段階に至るまで、各段階に応じた環境配慮を行い環境負荷の低減に努めます。</p> <p>(4) 県が事務・事業を行うときは、環境配慮の視点を持ち、省エネルギー・省資源等に努めます。</p>	
平成 18 年 3 月 22 日	
山 形 県	

資料：県生活環境部地球温暖化対策課

表 2-6-2 「山形県環境保全率先実行計画」（第3期）目標数値

項 目	平成 21 年度実績を基準とした平成 27 年度目標値
温室効果ガス総排出量	4.9%削減 <対象の温室効果ガス> ・二酸化炭素 (CO2) ・メタン (CH4) ・亜酸化窒素 (N2O) ・ハイドロフルオロカーボン (HFC) ・パーフルオロカーボン (PFC) ・六フッ化硫黄 (SF6)
電気使用量	5.0%削減
燃料使用量	
ガソリン、軽油	5.0%削減
灯油、重油	5.0%削減
ガス	5.0%削減
水道使用量	10.0%削減
用紙類の使用量	8.0%削減
廃棄物排出量	10.0%削減（可燃物、不燃物、廃プラ）

資料：県生活環境部地球温暖化対策課

(ア) 計画の概要

「資源・エネルギー利用の節約とリサイクルの推進」、「用紙類の使用量の削減（ペーパーレスの推進）」、「グリーン購入等の推進」、「公共建築物等の建築、管理等にあたっての環境保全への配慮」、「イベントにおける環境への配慮」、「環境保全に関する職員の意識向上」の6つを取組み項目の柱として、県の全ての所属（企業局、病院事業局、教育委員会、県警、出先機関等を含む）において取り組んでいる。

計画の推進にあたっては、取組状況等について「環境やまがた推進本部幹事会」に報告し協議・調整するとともに、年度ごとの評価結果等については「環境やまがた推進本部」に報告し、協議・決定等を行うこととしている。

(イ) 計画の推進及び実績

平成22年度の県の全所属の事務事業による温室効果ガス総排出量は、8万2,789t（二酸化炭素換算値）であり、第2期計画の基準年度（平成16年度）と比較して10.9%減少し、削減目標（4.3%削減）を達成している（表2-6-3）。燃料等各項目の実績は、全般的に削減傾向にあり、灯油、軽油、重油等は目標を上回る削減を達成している。

また、エネルギー使用量の増加する夏季及び冬季において、重点取組み項目を設定したエコオフィス運動を実施するとともに、環境マネジメントシステムに基づく計画運用を促した。

○ 山形県“一斉消灯・一斉退庁”の取組み

県は一事業者として、電気使用量の削減を目的としたライトダウン、節電消灯の取組みなど、「夏のエコオフィス運動」を実施すると同時に、県民サービスを維持・向上しつつ、職員間の対話を通じて、発想の転換やこれまでの仕事のやりかたを見直すなど業務量を縮減し、定時退庁に努める「活き活き職場づくり運動」を実施している。これまで別々に取り組んでいたこれら2つの運動を、平成22年度から融合させ、「山形県“一斉消灯・一斉退庁”の取組み」を実施することとした。

取組みの一つとして、環境省が呼びかけている「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン2010」に全庁を挙げて初めて参加した。7月7日の七夕クールアース・デーに、夜7時までに電気を消し、危機管理業務、緊急を要する業務に従事する職員を除き全職員が一斉退庁することとした。県庁や総合支庁、知事部局の出先機関に加え、県立高校や企業局の所管事務所など、県関係の施設で95か所を参加登録した。

表2-6-3 「山形県環境保全率先実行計画（第2期）」平成22年度実績

項 目		目 標 H22/H16	平成22年度 実績	基準年度比(%) (H16年度比)	前年度比(%)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		△4.3	82,789	△10.9	1.8
燃 料 使 用 量	ガ ソ リ ン (kl)	△6.0	2,000	△5.2	△0.4
	軽 油 (kl)	△6.0	434	△27.4	8.6
	灯 油 (kl)	△3.0	2,476	△11.6	4.8
	重 油 (kl)	△3.0	10,593	△15.5	△0.1
	ガ ス (千m ³)	H16年度実績以下	304	△35.1	△3.2
電気使用量(千kwh)		△6.0	74,675	△5.6	2.0
水道使用量(千m ³)		H16年度実績以下	1,040	△21.5	6.0
用紙類使用量(千枚)		△10.0	117,378	3.2	△4.2
ごみ排出量(t) (可燃物と不燃物の計)		△3.0	2,784	△26.3	5.1

資料：県生活環境部地球温暖化対策課

ウ グリーン購入の推進

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に選び購入することである。

県では、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、平成14年3月に「山形県環境物品等調達基本方針」を、

平成22年3月に平成22年度の調達方針を策定した。基本方針及び調達方針に基づき、県のすべての部署において環境物品等の調達を進めている（表2-6-4）。

エ 省エネの取組み

平成22年4月の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）の改正施行により、エネルギー管理の単位が、これまでの「工場・事業場」から「事業者」に変更された。

また、年間のエネルギー使用量が国の基準値（原油換算で1,500k1）以上の事業者は特定事業者として組織的・計画的に省エネに取り組むこととなった。

山形県は、平成22年10月に、任命権者ごとに特定事業者として国の指定を受けた。以降、「省エネ法」に基づき、エネルギー管理統括者並びにエネルギー管理企画推進者を選任するとともに、管理体制及び取組方針を整備し、庁舎・施設単位での管理標準に基づく適切なエネルギー管理を基本に、組織全体として事務事業活動等に伴うエネルギー使用合理化の取組みを推進している。

山形版サステナブル・ライフスタイル絵巻

本県の自然や歴史、風土などに合った低炭素でサステナブルな（持続可能な）暮らし方を描いた、「山形版サステナブル・ライフスタイル絵巻」を作成した。この絵巻は、第2回サステナブルデザイン国際会議がとりまとめた『エコイノベーションで実現するサステナブルなライフスタイル絵巻』（全国版）をベースとし、山形らしさを加えたものであり、平成23年2月に県内で開催された、「第5回サステナブルデザイン国際議」の関連イベントである県主催の「人と環境にやさしい山形の暮らしの考えるシンポジウム」でお披露目を行った。

図2-6-1 「山形版サステナブル・ライフスタイル絵巻」抜粋



資料：県生活環境部地球温暖化対策課

表 2-6-4 「グリーン購入」平成 22 年度実績

特定調達品目		調達率 (%)		目 標
		平成 21 年度	平成 22 年度	
紙類	情報用紙	96.4	98.7	100%
	印刷用紙	96.3	95.6	100%
	衛生用紙	99.9	100.0	100%
文具類		96.1	99.8	100%
オフィス家具等		95.1	94.5	100%
O A 機 器	下記以外のO A機器	99.3	99.8	100%
	記録用メディア	99.8	100.0	100%
	電池	99.9	100.0	100%
	電子式卓上計算機	94.7	100.0	100%
	カートリッジ等	96.3	99.0	100%
	掛時計		40.0	100%
移動電話		100.0	100.0	100%
家電製品		100.0	88.9	100%
エアコンディショナー等		—	100.0	100%
温水器等		—	—	100%
照明		98.4	100.0	100%
自 動 車 等	一般公用車	97.0	100.0	100%
	一般公用車以外の自動車	100.0	—	特殊用途のため仕様が満たされないものを除き100%
	E T C 対応車載器 (台)	100.0	100.0	調達を積極的に推進
	カーナビゲーションシステム	50.0	100.0	調達を積極的に推進
	一般公用車用タイヤ	99.1	84.9	100%
	2 サイクルエンジン油	—	—	100%
消火器		100.0	100.0	原則として特定調達物品を調達
制服・作業着		99.3	97.2	原則として特定調達物品を調達
インテリア・寝装		100.0	100.0	100%
作業手袋		63.8	97.3	100%
その他繊維製品		100.0	99.3	100%
設 備	太陽光発電	—	—	100%
	太陽光利用	—	—	100%
	燃料電池	—	—	100%
	生ごみ処理機	—	—	100%
	節水機器	—	—	100%
	日射調整フィルム	0.6	100.0	100%
防災備蓄用品		100.0	100.0	100%
役 務	省エネ診断	100.0	100.0	100%
	納入印刷物	89.2	89.4	100%
	食堂	31.8	52.9	生ごみのリサイクルに係る適正な処理が行われるよう推進する
	タイヤ更生	—	100.0	100%
	自動車整備	79.0	76.0	調達をできる限り積極的に推進
	庁舎管理	100.0	100.0	100%
	植栽管理	98.2	100.0	100%
	清掃	97.5	99.3	100%
	機密文書処理	100.0	100.0	100%
	害虫防除	98.1	100.0	100%
	輸配送	100.0	100.0	100%
	旅客輸送	100.0	100.0	100%
	照明機能提供業務	—	—	100%
	小売業務	100.0	100.0	100%
	クリーニング		98.3	100%

注：実績については、設備及び役務の一部を除き、物品電子調達システム（一般物品発注システム）及び単価契約物品発注システムのデータを基に集計を行った。

資料：県生活環境部地球温暖化対策課

(2) 環境マネジメントシステムの普及促進

ア 県内の状況

県内において、環境マネジメントに関する国際基準である環境 ISO14001 を取得する企業等は平成 22 年度末で 175 事業者であり、近年は、ほぼ横ばいの状態で推移している。

また、環境省が平成 16 年度に創設した、中小企業者等でも取り組みやすい環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 については、平成 22 年度末までに県内の 62 事業者が認証取得を受けている。エコアクション 21 に、環境保全の実践などの山形独自の取り組み項目を追加し、県が平成 16 年度に創設した「山形エコアクション 21」については、平成 22 年度末までに 41 の事業者が認証取得を受けている。

県では、エコアクション 21 の地域事務局である NPO 法人環境ネットやまがたなどと連携を図りながら、県内における環境マネジメントシステムの普及に努めている。

イ 導入企業の入札時優遇措置

山形県では、競争入札参加資格者名簿（建設工事に限る。以下「名簿」という。）に記載する企業の等級格付けを、客観点（経営事項審査^{※1}の総合評定値）と発注者別評価点（山形県独自の基準により算定する加算点。以下「発注者点」という。）の合計点に応じて決定している。

平成 19・20 年度の名簿の等級格付け時から、ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 の認証を取得している企業に対して、下表のとおり発注者点に加算している。

表 2-6-5 等級格付けにおける発注者点の加算

項 目	発注者点
ISO 14000 シリーズ ^{※2} の認証を取得	+20 点
エコアクション 21 ^{※2} の認証を取得	+10 点

※1 経営事項審査とは、建設業者の経営状況・経営規模・技術力等の「経営に関する客観的事項」を審査するもので、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業者は必ず経営事項審査を受けなければならない。（建設業法第 27 条の 23）

※2 両方取得している場合は、ISO14000 シリーズを優先し、重複加算は行わない。

資料：県土整備部建設企画課

第4節 経済的手法の活用

経済的手法とは、税、デポジット制度、排出権取引、補助金など、経済的に誘導することにより、人々の行動を環境保全的なものに導くという環境施策の手法の一つであり、当県の代表的なものとして、産業廃棄物税、やまがた緑環境税がある。

(1) 産業廃棄物税を導入し、3R推進等に向けた誘導的施策を積極的に展開

本県初の法定外目的税として、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策を実施するために、平成 18 年 10 月 1 日から導入された。

この産業廃棄物税の税収については、平成 18 年 3 月に策定した「山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）」に盛り込まれている①資源循環型社会システムの形成、②資源の循環を担う産業の振興、③廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減の施策に関する事業に充てることにしている（詳細は 23 ページ参照）。

(2) やまがた緑環境税等による森林づくりの推進

平成 19 年度に導入した「やまがた緑環境税」を活用し、平成 22 年度においては、総額 6 億 9,157 万円の事業費で、環境保全を重視した森林の整備や自然環境の保全対策、県民参加の

森づくりや自然環境学習の推進に取り組んだ。

また、「緑基金」積立金や「緑の募金」寄付金を活用し、地域の実状に即した環境緑化の促進を図るため、ボランティアによる森林整備や緑化活動、緑の少年団による森林環境教育活動などの支援を行った。

やまがた絆の森づくりについては、14企業・事業体が14地区において森づくり活動に取り組んだ。

第5節 環境科学研究の充実

(1) 他の研究機関等と連携・協働して環境分野の様々な調査研究に取り組む

ア 山形県環境科学研究センターの取組み

環境分野の調査研究は、対象となる範囲が広く、また短期間では成果を出しにくいいため、長期的視点で取り組む必要がある。そのため、県・国、大学、民間等の試験研究機関と連携・協働して調査研究を推進している。

県環境科学研究センターでは、主なものとして、最上川中流部水質悪化原因調査（平成22～23年度：最上川中流部（長崎大橋～堀内橋）の本川及び流入河川について、河川水量や汚濁負荷量等の詳細調査のほか、分解微生物の活性などを含めて幅広く検討する）、微生物を利用した汚染土壌・地下水の浄化に関する研究（平成22～24年度：鉱油汚染に伴う有害物であるベンゼンの微生物分解の方法について、慶応大学先端生命研究所などと共同研究する）、自然生態系保全モニタリング調査（平成19～23年度：身近な里山や山岳部などにおいて、動植物の生育・生息状況等を調査する）に取り組んでいる。

また、国立環境研究所や沿岸地方環境研究所と共同で広域的な酸性雨モニタリング及び地球温暖化による日本海沿岸域の水温等の変化と適応について研究している。

イ 国際協力の推進

地球環境問題は、今や一国のみでは解決できない人類共通の課題であり、その解決のためには、地球上のすべての人々が協力しながら、それぞれの立場に応じて行動することが必要である。

本県においても、これまで蓄積した環境に関する知識、経験、技術を活かした国際協力活動を通じて、地球環境保全に貢献していく必要がある。

平成11年度から本県の姉妹州県である中国黒龍江省との環境研修事業を行ってきた。平成22年度は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業「残留農薬分析技術の普及による松花江の環境保全支援事業」（3か年継続事業）の2年目として、黒龍江省等に職員を派遣し、農薬分析についての検査体制構築支援を行うとともに、同省内から研修員を受け入れ、分析技術の指導を行ってきた。

また、中国語による農薬分析の標準作業手順書「黒龍江省 水質、底質の農薬残留分析の手引き」を作成し、同省に提供している。